

消費者庁との打合せの概要（豊類公正競争規約関係）

日 時：平成 27 年 7 月 24 日（金）12:30～14:00

場 所：農林水産省生産局第 3 会議室

出席者：消費者庁表示対策課

豊類公正競争規約作成連絡会 会長、副会長、規約作成委員長、委員

オブザーバー 経済産業省、農林水産省

豊類公正競争規約・施行規則案等に関し、消費者庁との打合せ内容は以下のとおり。

◆消費者庁から提示された検討課題

1 全体的な検討課題

- (1) 業界内における規約設定に対する理解を促進し、規約への参加事業者を拡大する
- (2) 消費者の意見も踏まえて規約の内容を確定する

2 具体的な検討課題

- (1) 規約の対象範囲を確定して、規約案（表示のルール）の検討を進める
 - ① 対象商品等の確定
 - ② 規約参加事業者の範囲の確定
 - ③ 上記①、②を踏まえた表示ルールの策定
- (2) 必要表示事項等は消費者にわかりやすく説明できるようにする
- (3) トレーサビリティの実効性が担保できるようにする
- (4) 特定用語の使用基準について業界内の理解を得る

◆消費者庁からの補足説明

- ・メーカー（豊店）が材料を仕入れる前の段階を含めて表示の対象にしている規約はこれまでないため、この規約が意欲的なものであると評価している。
- ・川上から川下のそれぞれの段階で実際にどのように規約が運用されていくのか、具体的な説明が必要。
- ・公正競争規約は、規約を運用している協議会の加入事業者に適用されるが、運用の結果、消費者の認知が広がれば業界標準となる可能性がある。そのためにも参加率を高めることが重要。
- ・当初からお願いしていることだが、各段階でコンセンサスが得られているという事の説明が必要。加入率の高さはルールが適正かどうかの 1 つの指標。
- ・規約の表示対象や対象となる業界の範囲はどこまでかの明確化が必要であると考える。
- ・規約案では、チラシ・ネットによる広告の他、見積もりや納品の段階でも表示を行うことを規定しているが、段階ごとの表示の説明を分けた方が分かりやすいのではないか。
- ・消費者が分かりやすい内容にする必要がある。
- ・原案の段階で消費者に分かりやすいものになっているかを消費者団体等に確認した方が、後で議論するより早いのではないか。
- ・特定用語の範囲が非常に狭く限定されているが、豊店ごとに使用しているランクとの整合性が取れているのか、また、業界内で理解されているのか。
- ・検討課題については、対象等を確定した段階でまずは骨格を示していただきたい。

◆連絡会からの意見等

○規約参加事業者の範囲の確定

- ・現在検討に参加している 8 団体以外の者についても、どういう形なら協力していただけるか相談しているところ。

○トレーサビリティの実効性担保

- ・中国産の材料を仕入れた際にも明細が添付される。明細に記載された番号は、仕入段階で変わっていくが全て遡って把握できるため、トレサについては心配していない。

○特定用語の使用基準

- ・特定用語が一番心配。畳表にはJAS規格があり、毎年標準見本品により基準が決められる。同じ基準であれば、北海道から沖縄まで概ね同等でなければおかしい。公正競争規約の協議会が出来たらJAS規格の改正をお願いしたい。
- ・仏壇の規約を参考にしろと言われるが、作り置きができる仏壇と違い畳は受注生産。技能士資格者の出来を反映させれば価格は違ってくる。ランクの問題は産地問屋等の意見も聞きながら早く決めていきたい。
- ・業界基準がないため、何を持って最高級品と言えればいいのか明確な基準がない。長さや重さが同じでも見た目が違えば畳表のランクは変わる。価格設定もいろいろあるので単純には比較できない。